

# せいそう 速報 労働者

2021 年 5 月 18 日  
No. 1163  
東京清掃労働組合  
企画・総務局

2021 年度夏季手当（第 1 回）団体交渉にて要求書を提出

緊急事態宣言発令中でも、エッセンシャルワークとして、区政の第一線で日々の職務に精励する職員の努力が報われる賃金を

コロナ禍でも奮闘する職員の努力に報いる一時金を



今では、変異株に置き換えられていると言われる新型コロナウイルス感染が一向に収束をみせない中、東京都においては政府による 3 度目の緊急事態宣言が発令されても新規感染者数が減らず、再び延長の措置が取られ、引き続き組合行動の自重が余儀なくされています。しかし、こうした状況下でも、わが組合は組合員の切実な想いを当局にぶつけるべく、5 月 18 日

（火）17 時 38 分から区政会館において 2021 年度夏季手当（第 1 回）団体交渉を実施し、「2021 年度夏季一時金等に関する要求書」を区長会に提出しました。

本来であれば、わが組合からは 6 名の常任中央執行委員が出席し、当局においても交渉委員 8 名が出席するところですが、社会状況を鑑み、わが組合からは四役のみが出席、当局からは副区長会会長と副管理者の 2 名出席で実施してきました。

昨年の賃金確定交渉では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、勧告が 2 段階となる中で、一時金については 0.05 月の引下げが勧告されました。このことは、一昨年の月例給引下げについて、苦渋の判断をした理由の一つである、「一時金の引上げ分を帳消し」とするものでした。また、月例給については、“特例措置を設け改定はしない”としましたが、「一時的」と言及したため、職員の不信感を抱くこととなりました。

日本一物価の高い首都圏で暮らす特別区職員の生計費を反映した処遇改善のた

めには、一時金の引上げが不可欠です。コロナ禍で厳しい生活実態におかれても、職員は公共サービスの質を低下させることなく、責任と誇りを持って日々の業務に励んでいます。この努力があるからこそ、区民に上質なサービスを提供できているのです。

我われは、政府による緊急事態宣言が発令される中においても、新型コロナウイルス感染に対する不安を抱えながら、平常どおりに職責をまっとうしています。

わが組合はあらためて、コロナ禍においても、区政の第一線で日々の職務に精励する職員の努力が報われる夏季一時金の支給月数の引上げを求めました。

## 23 区全体で特殊勤務手当に特例措置を

また、今、団体交渉では昨年の賃金確定で積み残している諸課題「①現業系人事制度（担当技能長職の設置）②勤勉手当の成績率制度③高齢期雇用制度（定年延長）」等について、一部は協議を開始しているものの、この間、様々な問題が生じてきていることから、早急に協議を開始するよう求めました。併せて、このようなコロナ禍における職員の努力に報いるための「特



殊勤務手当に特例措置」についても発言しました。昨年の区長会総会の場合でも、賃金確定の要求とは切り離し、各区長に対して訴えてきました。しかし、「他区の状態を見たい」という区長会の態度では、感染のリスクを背負いながら奮闘する職員の努力に報いるものではありません。それぞれの区が他区の状態を窺っていることは特例措置を設けるといふことにはなりません。わが組合はあらためて“特殊勤務手当に特例措置を設け、増額すること”を訴えてきたところです。

いずれにしても、2021年賃金確定交渉はコロナ禍の中で大変厳しい闘争が想定されます。区政の第一線で新型コロナウイルス感染に対する不安を抱えながら職務に精励している組合員の努力を正當に評価する賃金・人事制度の改善は、組合員の切実な想いを込めたものとして受け止め、改善に向けた検討を行うことを強く求めました。

我われは、安全で安心な区民生活を守る公共サービスを担っていることに自信と誇りを持ち、納得のできる課題の解決に向け、全組合員の総力を結集し、闘いを積み上げていきましょう。



2021年5月18日

特別区長会

会長 山崎 孝明 様

東京清掃労働組合

中央執行委員長 江森 秀穂



## 2021年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃より23区清掃事業を含む特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴職に敬意を表します。

東京清掃労働組合は、本年3月12日、貴職に対し「2021年度現業系賃金・人事制度に関わる要求書」を提出しましたが、本日は、改めて、「2021年度の夏季一時金等に関する要求書」を提出させていただきます。

昨年の賃金確定交渉では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、勧告が2段階となる中で、一時金については、0.05月の引下げが勧告されました。これは、一昨年の月例給引下げについて、苦渋の判断をした理由の一つである一時金の引上げ分を帳消しとするものでした。職員からは「コロナ禍で奮闘している我われの努力を認めていないのか」と不信感を抱くこととなっています。

また、月例給については特例措置を設け、改定しないとしましたが、「一時的」と言及したため、さらに職員の不信感をあおる事態となっています。

貴職におかれましては、私どものこうした実態と切実な要求を十分にご理解いただき、人事委員会に意見・要望を申し出るなど、引き続きの対応を求めるものです。

私どもは、本来感染症の患者のごみは感染性廃棄物として処理すべきと考えていますが、感染拡大による医療機関のひっ迫状況、感染者に対して残念ながら差別的な対応をとる方が存在する状況を理解し、どこに排出されているかもわからない在宅療養者の排出するごみを献身的に回収してきました。あわせて、在宅者が増える中で、ごみの増量もあり、職員は精神的にも肉体的にも追い詰められた状態での作業を余儀なくされています。

このような状況下における職員の努力に報いるために特殊勤務手当に特例措置を設け、増額を実施された区があることは評価できますが、私どもとしては同様な対応が23区全体及び東京23区清掃一部事務組合で実施されるべきものと考えております。

こうした対応がされる一方、区長会からは、「業務職給料表について、依然として高い水準にある」という認識も示されておりますが、何度も申し上げているように、国家公務員には我々と同様の職務は存在しません。区民と接しながら、良質な公共サービスとしての清掃事業を確立するために、日々奮闘している職員の士気を維持・向上させ、安全で安定的な事業運営を継続していくためには、業務職給料表に対する皆



さん方の認識は、直ちに改めるべきです。現行の業務職給料表の水準は、物価水準が高い首都圏で暮らす生活実態を踏まえれば、「高い水準」には程遠い状況であります。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で日々の職務に精励する職員の努力が報われるよう、夏季一時金等に関し、下記のとおり要求いたします。組合員の切実な要求であることを受け止め、労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。

## 記

### 1 2021年度夏季一時金について

- (1) 首都圏での生活実態を踏まえ、支給月数を2.5ヶ月以上とすること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手当に一本化すること。
- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合を改善すること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても、定年前職員と同様とすること。
- (6) 会計年度任用職員についても、常勤職員と同様とすること。
- (7) 清掃職場に働く委託労働者等に対する夏季手当の支給・改善を働きかけること。

### 2 現業系人事制度について

各区において、労使の妥結内容の趣旨に基づいた「担当技能長職」を配置すること。

### 3 勤勉手当の成績率制度について

チームワークで業務を遂行している清掃職員には、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

### 4 雇用と年金の接続について

- (1) 年金が支給されないことを踏まえ、再任用賃金だけで生活できる賃金水準とすること。
- (2) 定年延長について、特別区職員の実態に即した制度とするためにも、十分な労使協議を尽くすこと。

### 5 回答について

これらの要求事項に関する回答は、本年6月18日（金）までに行うこと。

以上

## 令和3年度夏季手当（第1回）団体交渉

1. 日 時 2021年5月18日（水）17時38分から17時44分

2. 場 所 東京区政会館 20階 203会議室

3. 出席者

区長会：

佐藤副区長会会長（荒川区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：小林人事企画部長（特人厚）、小池調査課長（特人厚）

金子勤労課長（特人厚）、林労務・制度改革担当課長  
（特人厚）

清掃労組：

江森中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長  
多田書記長、渡辺書記次長

4. 議事録

〈清掃労組〉

それでは、私の方から申し上げます。

（要求書読み上げ・手交）

以上ですが、要求内容についていくつか申し上げます。

はじめに、一時金についてです。

昨年の賃金確定交渉は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国・地方において勧告が2段階となる等、混乱する中での交渉となりました。

結果としては、一時金を0.05月引下げ、月例給については特例措置を設ける中で改定しないとしました。

一昨年の賃金確定交渉において、理不尽な月例給の引下げについて苦渋の判断をした理由の一つは、一時金の引上げがあったからです。

ましてや、コロナ禍において精神的にも肉体的にも通常とは異なるスト

レスを抱えながら奮闘している職員の一時金を引下げることについては、職員からの不満の声が多数寄せられています。

食品や生活用品などの値上げが続く中、日本で一番物価の高い首都圏で暮らす特別区職員の生計費を反映した処遇改善のためには、一時金の引上げが不可欠です。厳しい生活実態においても、職員は公共サービスの質を低下させることなく、責任と誇りを持って日々の業務に励んでいます。その努力があるからこそ、区民に上質な公共サービスを提供できるのです。

清掃事業は、エッセンシャルワークであり、日々確実にごみを処理することが求められています。政府の「緊急事態宣言」が発令される中においても、職員は、新型コロナウイルス感染に対する不安を抱えながら、平常どおり職責を全うしてきました。

夏季一時金の支給月数増は、職員の強い要求であります。2.5ヶ月以上の支給を求めます。

次に、現業系人事制度についてです。

担当技能長職の設置について、私どもの問題点とするところを専門委員会交渉の中で何点かお示ししてきています。課題の解決には、労使双方で知恵を出し、協力していく必要があると考えています。

私どもは、担当技能長職が清掃の職場において、大変重要な役割を果たすと確信しています。引き続き、担当技能長制度が本来の目的を踏まえ、より良い制度となるように、専門委員会交渉における積極的な協議をお願いします。

次に、勤勉手当の成績率制度についてです。

今日の清掃事業において、ごみ出しが困難な高齢者世帯や身体の不自由な方の世帯に対する訪問収集は全国的に注目され、更なる活用も期待されています。あわせて、小学校や保育園へ出向いての環境学習についても大変好評を得ているほか、外国人に対するごみ出しに関するルールの周知などについても大きな課題として取り組んでおります。さらに、大都市東京の住宅街にある清掃工場では安全で安定的な運営を行うため、排ガスに対し法令基準より更に厳しい独自の基準値を設け、地域住民の生活環境を維持するために日々努力を続けてきております。

清掃事業における様々な取組みは、特定の職員だけで遂行できるものではありません。日々の打合せの中で刻々と変化している現場の情報を職員

間で共有し、連携・協力を基に進められているのです。その貴重なノウハウとチームワークは、大規模災害発生等の非常事態においても、自治体の大きな力として発揮されることは間違いありません。

また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、職員同士が、清掃職場が閉鎖とならぬよう、「感染をしない、させない」との強い信念をもち、最大限に神経を張り詰めながら、清掃事業を維持しています。そうした中において、「緊急事態宣言」発令後は、「STAY HOME」が浸透し、家庭ごみの量が大幅に増大しました。これは、想定外のごみ量の増加であり、事前に対策車等を準備しているわけではありません。こうした事態においても、職員間の連携・協力があればこそ、ごみを残すことなく、区内の衛生環境が守られているのです。

勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を持つ勤勉手当の成績率制度は、こうしたチームワークを基本とした職務に従事する清掃職員には馴染まないものです。職員間の疑心暗鬼から、職場のチームワークを乱し、無用の混乱をもたらしかねません。引き続き、勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を求めます。

次に、高齢期雇用制度についてです。

日本は、少子高齢化に歯止めがかからない中で、世界でもトップクラスの高齢化率となり、今後も更に高齢者の割合が増加していくことが予想されています。

こうした中、4月13日、国家公務員の定年を延長する国家公務員法関連法案が閣議決定され、衆議院に再提出されました。

国家公務員と私ども地方公務員、とりわけ現業職員については、制度や賃金水準の違いから、国家公務員と同様の取扱いとした場合は、様々な問題が生じると考えています。特に、60歳に達した職員の給与について、7割を乗じた額としたことから、このまま実施されると清掃の職員の大半は、現在の再任用賃金を下回ることとなり、豊富な知識、技術、経験の活用が期待される高齢層職員のモチベーションを下げることは当然ながら、離職する職員も出かねません。早急に協議を行うことを求めます。

また、人事院は「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」の中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用す

ることが不可欠としています。さらには、無年金期間が拡大する中で、生活への不安が高まるおそれがあるともしています。

高齢層職員の意欲を高め、能力・経験を十分に活用するためには、安心して生活できる賃金・労働条件を確保することは不可欠です。

現在の再任用職員の賃金水準が、一部年金が支給されることが前提となっている以上、現行を上回る賃金水準としなければ無年金期間の生活保障とはなりません。

定年延長の協議とあわせて、現在の再任用制度・賃金についても早急に協議を行うことを求めます。

次に、清掃事業に従事する会計年度任用職員及び委託労働者の賃金・労働条件についてです。

23区の清掃事業の運営上、会計年度任用職員及び委託労働者は、なくてはならない存在です。しかし、その賃金・労働条件については、決して良い状況とは言えません。

昨年の賃金確定でも見られたように、この間、一時金については、引上げの際は勤勉手当で、引下げの際は、期末手当で調整されています。今後とも同様の調整が図られるとすれば、勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員は、引下げはあっても引上げはないということになり、制度の趣旨とは異なるものとなってしまいます。

会計年度任用職員についても、常勤職員と同様となるように、国に対して働きかけることを求めます。

また、23区の清掃事業に従事する委託労働者についても安心して職務に精励することができる夏季手当の支給・改善を関係機関に働きかけることを求めます。

最後に、特殊勤務手当の特例措置についてです。

昨年の区長会総会において要求書とは別に、私どもから各区長に対して、特殊勤務手当に特例措置を設け、コロナ禍で奮闘する職員の特殊勤務手当を増額することをお願いしました。その後、各区において同様の要請を行ってきましたが、各区の回答は、「清掃職員の奮闘は理解するが、他区の状況を見たい」というものでした。それぞれの区が状況を窺っている、いずれの区においても特例措置を設けるということにはなりません。各区

事項ということは承知していますが、各区長におかれましては、こうした状況を踏まえ、ご判断いただくようお願いします。

以上、何点かにわたって私どもの要求を申し上げました。

現場の第一線で、区民とのふれあいにより、区政に貢献をしている職員の努力を正當に評価する賃金・人事制度の改善は、職員の切実な思いを込めた要求であることを受け止め、是非とも改善に向けた検討をしていただくことを求めます。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、皆さんから「2021年度の夏季一時金等に関する要求書」をいただきました。皆さんの要求については、直ちに各特別区長に報告するとともに、事務局に検討に入らせたいと思います。

さて、内閣府による先月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」とした上で、その先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とし、引き続き警戒感を示しております。

このほかにも、各種経済指標は、新型コロナウイルスによる影響が長期化している中で、今春闘の結果は、水準改善も見られる一方、ベースアップの要求を見送るといった産業、業種ごとの企業業績の相違から二極化の状況が見られております。

また、新型コロナワクチンの接種も順次進められておりますが、感染力が強いとされるウイルス変異株の感染が急速に拡大しております。

このように、特別区税等の歳入が減少する見通しの中、基金等を活用す

るなど、極めて厳しい状況下にある各特別区の財政への影響はより深刻化しておりますが、山積する大都市特有の課題に取り組んでいかなければなりません。夏季一時金に関する皆さんの要求については、特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を十分に考慮の上、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、定年引上げについて申し上げます。

昨年、廃案となった「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が一部修正の上、通常国会に再提出され、継続審議となっている「地方公務員法の一部を改正する法律案」とともに、現在、審議が重ねられております。私どもは、これらの法律案の内容を踏まえ、特別区における定年引上げについて、慎重に検討をしているところであります。

引き続き、これらの法律案の国会での審議状況を注視し、成立した場合には、より具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、一言申し上げます。

職員の皆さんには、昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症への対応として、区民生活への影響を最小限に抑えるために、一丸となって、懸命に取り組んでいただいております。区長会として、厚く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組む所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

夏季一時金等に関する要求への皆さん方の現時点での考え方についてお聞きしました。全ての課題が私どもにとっては切実な要求であります。

多くの課題の解決には、丁寧な労使協議が不可欠です。皆さん方からは、「特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を十分に考慮の上、慎重に検討してまいりたいと考えております」という発言がありました。

今回の交渉では、私どもの要求を受け止めた回答を示していただくよう重ねて申し入れます。

〈当局〉

夏季一時金等に関する皆さんの要求については、検討の上、後日回答いたします。